

滋賀県市町村職員研修センター議会会議規則

〔平成 14 年 5 月 8 日滋賀県市町村職員研修センター議会規則第 1 号〕

改正 平成 17 年 3 月 31 日 議会規則第 1 号

平成 19 年 9 月 1 日 議会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県市町村職員研修センター(以下「研修センター」という。)の議会の会議の開催、議事の運営、会議録の調整等について必要な事項を定めるものとする。

(議場)

第 2 条 研修センターの議会の議場は、大津市におの一丁目 1 番 2 0 号自治研修センター内とする。

(参集)

第 3 条 議員は、招集日の開会時刻前に、議場に参集しなければならない。

(欠席の届出)

第 4 条 議員は、事故のため出席できないときは、その旨を開会時刻までに議長に届け出なければならない。

(開会および閉会)

第 5 条 議会の会議の開会および閉会は、議長が宣告する。

(会期)

第 6 条 議会の会期は 1 日とする。ただし、議会の議決があったときは、延長することができる。

(会議時間)

第 7 条 議会の会議時間は、会議の始めに議会の議決で定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

(定足数に関する措置)

第 8 条 会議の開会時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣言することができる。

(議案の提出)

第 9 条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を、理由を付して、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 112 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。ただし、必要がないと認められるときは、理由の付記を省略することができる。

(議事日程)

第 10 条 議長は、会議に付する事件およびその順序を記載した議事日程を定め、会議の始めに議員に配布するものとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、議事日程を変更し、または追加することができる。
この場合においては、その宣告をし、書面の配布を省略することができる。

(議題の宣告)

第 11 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告するものとする。

2 議長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。

(議案等の朗読)

第 12 条 議長は、必要があると認めるときは、議題となった事件を職員に朗読させることができる。

(議案等の説明および質疑)

第 13 条 議長は、会議に付する事件について、会議において提案者の説明を求めるものとする。ただし、必要がないと認めるときは、提案者の説明を省略することができる。

2 会議に付する事件は、提案者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、採決を行うものとする。

3 研修センター事務局の職員は、管理者の提案した議案の説明のため、会議に出席するものとする。

(修正案)

第 14 条 議員は、議題となった事件について、法第 115 条の 2 所定の人数の発議をもって、修正案を議長に提出することができる。

2 議長は、前項の規定により修正案が提出されたときは、提案者に説明を求めることができる。

3 修正案の採決は、原案の採決に先立って行うものとし、修正案が否決されたときは原案について採決を行うものとする。

(発言)

第 15 条 質疑、説明等の発言は、すべて議長の許可を得た後、自席で行うものとする。

(採決)

第 16 条 議長は、採決をとろうとするときは、その議題およびその旨を宣告しなければならない。

2 採決は、挙手により行うものとし、挙手した者の多少を認定して可否の結果を宣告するものとする。

3 議事の運営に関する議題その他簡易な議題については、議長は、異議の有無をはかり、採決に代えることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、議長は可決の宣告をするものとする。

(議決事件の字句および数字等の整理)

第 17 条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任するものとする。

(一般質問)

第 18 条 議員は、会議において、研修センターの一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。

2 前項の質問をしようとする者は、あらかじめ、その要旨を文書により議長に通告しなければならない。ただし、緊急を要するとき、やむを得ないときその他議長が認めたときは、この限りでない。

(会議録)

第 19 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会および閉会に関する事項ならびにその年月日時
- (2) 出席議員および欠席議員の氏名
- (3) 出席した管理者、副管理者および会計管理者ならびに監査委員の氏名
- (4) 出席した事務局職員の職および氏名
- (5) 議事日程
- (6) 会議に付した事件
- (7) 議案の提出、撤回および訂正に関する事項
- (8) 議事の経過
- (9) その他議長および議会において必要と認めた事項

2 会議録の記載は、要点筆記の方法により行うことができるものとする。

3 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

4 会議録は、印刷して、議員、組合構成市町の長および関係者に配布する。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、研修センターの議会の運営について必要な事項は、議長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日議会規則第 1 号)

この規則は、滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について滋賀県知事の許可があった日から施行する。(平成 17 年 3 月 31 日許可)

附 則 (平成 19 年 9 月 1 日議会規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による。

3 前項の場合においては、改正後の滋賀県市町村職員研修センター議会会議規則第 19 条第 1 項第 3 項の規定は適用せず、改正前の滋賀県市町村職員研修センター議会会議規則第 19 条第 1 項第 3 号の規定は、なおその効力を有する。